

東大阪市立勤労市民センター 災害時等対応マニュアル

I. 非常変災時における防災体制について

■主な確認事項

○利用者の安全を最優先に対応する。

(株式会社ハウスビルシステム作成の「防災(危機管理)マニュアル」に基づく)

○状況に応じ、以下の項目等を確認する。

①従事者(安否、出勤<交通機関の混乱等>)

②気象、地震等の状況等

※事業責任者が不在(出勤できない等)となることを想定した体制もあらかじめ決めておくこと。

○警報等の情報は、NHK・気象庁・おおさか防災ネット等のホームページやテレビから入手する。

II. 警報・注意報が、東大阪市域に発表された場合

特別警報又は台風に伴う暴風・大雨・洪水警報等(いずれか1つでも)が発表された場合

警報発令時間	施設利用
午前7時	午前の部(午前9時～午前12時)を閉館
午前11時	午後の部(午後1時～午後5時)を閉館
午後4時	夜間(午後6時～午後9時30分)を閉館

※職員は、通常の勤務体制

【利用者への対応】

- ・予約者へは事前に電話やメール等で閉館の旨を連絡する。
- ・勤労市民センターのウェブサイトのお知らせ欄、貼紙等で休館の旨を周知する。
- ・利用者及び来館者には休館について理解を得て、帰宅を促す。

・台風到来で危険なときは、一時的に館に滞留させることは可。

■上記以外の警報

施設は原則開館。

ただし勤労市民センターの従事者の勤務状況等を考慮した上で判断すること。その際、本市と協議すること

III. 地震が、東大阪市域に発生した場合

震度5弱以上、又は隣接5市町(「大阪市」・八尾市・大東市・生駒市・平群町)で震度5弱以上あつ

た場合

発生日	発生時間	施設利用
当日	発生時間に関わらず	終日休館
翌日以降	発生時間に関わらず	本市と協議

※当日の流れについては、警報発令時と同様。

※職員は、通常の勤務体制

震度4以下（隣接5市町含む）の場合

施設は原則開館。但し、施設に被害があり利用者の安全に支障があると認めた場合は閉館する。また、勤労市民センターの勤務状況等を考慮した上で判断すること。その際、本市と協議すること。

IV 使用料の取り扱いについて

納付済みの使用料については、全額還付する。